

防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書

東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらした。いま、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧・復興に向けた取組みが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっている。国や地方自治体の職員は大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えている。このように、今回の大震災では、各地域において国が果たすべき責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになった。

国の機関では大震災からの復旧・復興にあたり、被災地への応援派遣をはじめ、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮している。

東海地震や東南海・南海地震の発生が現実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により今後の地震活動が活発化する危険性も指摘されるなかで国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体となって住民の生命を守り安心・安全を確保する責任と役割を發揮することである。

出先機関の廃止をはじめとする「地域主権改革」や独立行政法人の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに国民的要求にも背くものである。復興対策を強力に推進するうえでも、否定的な影響をもたらすと言わなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、国家公務員の定員削減計画や国の出先機関及び独立行政法人の原則廃止・地方移管・民営化等を行わず、行政サービスの体制・機能を充実するとともに、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 「地域主権改革」や独立行政法人の制度・組織の見直し、「公共サービス改革」などにより、行政サービスの低下を招くことがないようにすること。
- 2 国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」や独立行政法人の削減・廃止を前提とする見直しは白紙に戻し、国と地方が協力して住民の安心・安全を確保する観点から、国と地方の責任と役割を再検討すること。
- 3 防災対策など住民の安心・安全を確保するために必要な、国の出先機関の体制・機能の充実をはかること。
- 4 黒部川の河川整備・維持管理や下新川海岸の整備を行っている北陸地方整備局黒部河川事務所・各出張所及び一般国道8号の維持管理を行っている北陸地方整備局富山河川国道事務所黒部国道維持出張所など、国土交通省の出先機関を廃止しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日